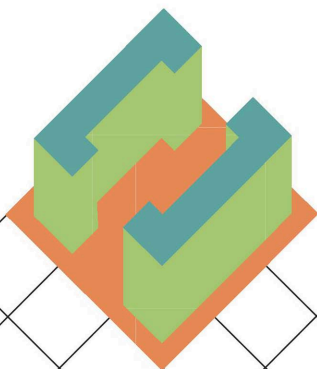


幕張 新都心住宅地区
(幕張ベイタウン)
景観形成推進地区
解説

2023年4月



幕張ベイタウン協議会
千葉市

はじめに

千葉市は、幕張ベイトウンを対象として「幕張新都心住宅地区景観形成推進地区」を2022年10月3日に指定しました。

この景観形成推進地区は、魅力的な都市デザインと快適な居住環境の実現を目指し計画的に開発された幕張ベイトウンの優れた都市景観を維持していくことを目的として、景観法及び千葉市都市景観条例に基づき指定されたものです。

特に、地区指定の中で位置づけられる「景観形成基準」は、千葉県企業庁（当時。現在は千葉県企業局に再編。）が幕張ベイトウンの開発に当たり策定した「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」の考え方を継承して定められています。

2023年4月1日以後は、建築等の行為（届出対象行為）を行う各街区管理組合、小中学校等の施設所有者の皆様は、着工前に千葉市に届け出し、景観形成基準に沿って審査を受けることとなります。

併せて、届出予定者は、千葉市の審査に先立ち、幕張ベイトウンの住民及び各街区の自治会、商店街振興組合等の団体により構成される幕張ベイトウン協議会と、届出予定案件の内容について事前に意見交換することとなります。

このような届出手続き等の円滑化に資するため本解説書を作成しました。

幕張ベイトウンで生活し様々な活動を行っている皆様には、将来に向けて美しい街並み景観を守り育てていくために、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

I 景觀形成基準

記載上の注意事項

(注1) 千葉市が指定する「景観形成推進地区」に係る景観形成基準、届出様式等の詳細については、以下の千葉市ホームページでご確認ください。

※「千葉市 景観形成推進地区」で検索してください。

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/keikan/toshikeikan/suisintiku.html>

(注2) 本文中の枠囲みの中に、「景観形成基準」の内容を記載しています。

その枠囲みの下の【解説】欄に、掲載した「景観形成基準」に対応する説明を記述しています。

【解説】において「景観形成基準」を視覚的に説明する図は、幕張ベイタウンの開発主体である千葉県企業庁が策定した「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」の資料等を使用したものです。

幕張新都心住宅地区（幕張ベイタウン）景観形成推進地区

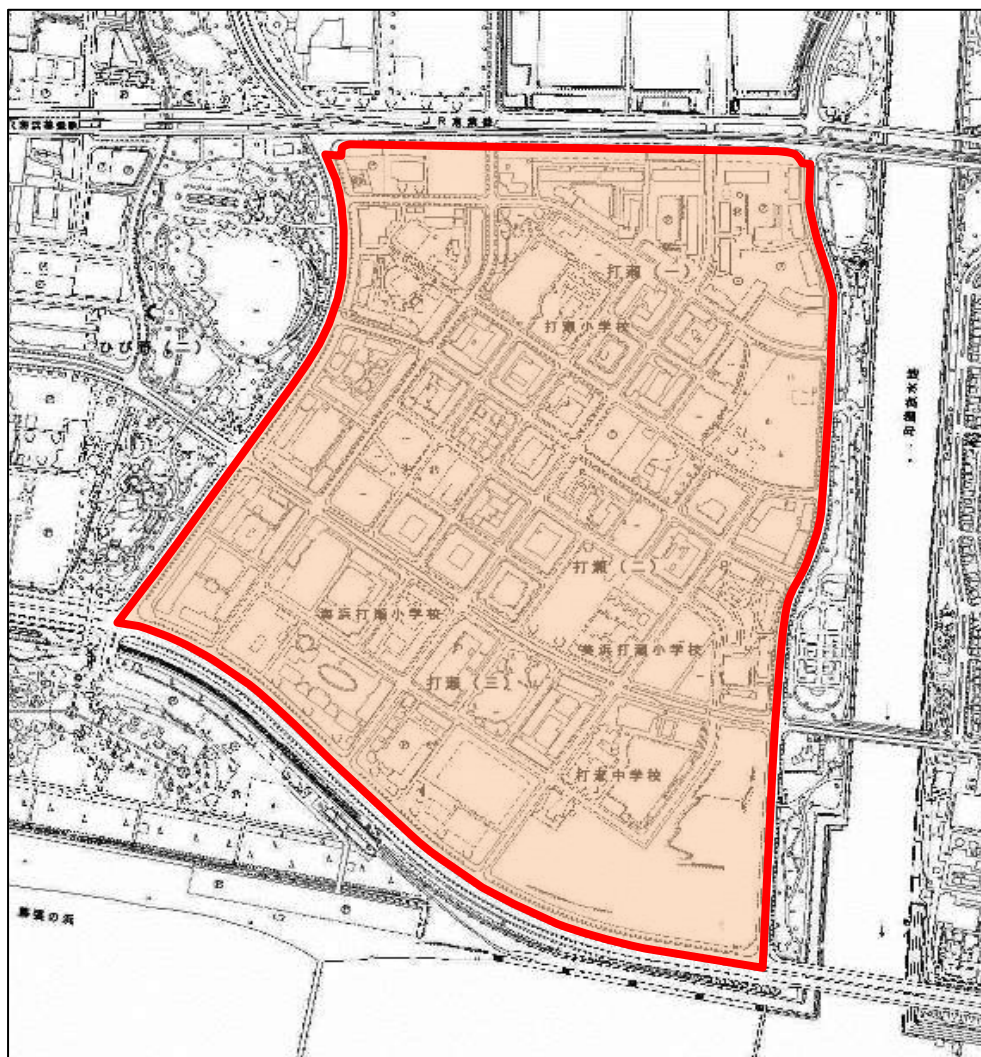
位置	千葉市美浜区打瀬 1 丁目、打瀬 2 丁目、打瀬 3 丁目、ひび野 2 丁目及び美浜の各一部
面積	約 89.7 ha

【解説】

対象地区を図 1 に示します。

対象地区の区域境は、幕張ベイタウンを囲む海浜大通り、公園大通り、花見川通りそれぞれの中心線、JR 京葉線沿い南側道路の打瀬 1 丁目緑地と歩道の境界線です。

図 1 対象地区の範囲



 地区の範囲

方針

幕張ベイタウンの優れた景観を維持

【解説】

幕張ベイタウンは、千葉県企業庁が、都市デザインの意図を明確化し計画設計の指針とするために策定した「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」に基づき開発した地区です。

景観形成基準は、このように整備された幕張ベイタウンの街並み景観を維持していくことを目的に策定されています。

景観形成基準の運用についての基本的考え方

この基準は、魅力的な都市デザインと快適な居住環境の実現を目指し、住棟を沿道沿いに配列した沿道型建築とするなど計画的に開発された都心型住宅地としての幕張ベイタウンの優れた都市景観を維持していくことを目的として規定する。

このため、この基準の運用については、以下の基本的な考え方に基づき行うものとする。

- 1 現在の幕張ベイタウンの優れた都市景観を形作った重要な規定である「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」の内容をできる限り踏襲するものとする。
- 2 住宅と公共・公益施設が一体的にデザイン調整された優れたデザインを踏襲することを基本としつつ、街が新たに整備する段階から修繕、改修、建て替え等の段階に移行していくことに対応した適切な運用に配慮する。
- 3 個々の建築計画等で景観形成基準の審査対象となる案件の審査に当たっては、別途定める運用基準に従う。

【解説】

「1」に掲げる「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」は、以下の幕張ベイタウン協議会のホームページに掲載しています。

※「幕張ベイタウン協議会」で検索し、トップページのヘッダーに示す「景観形成推進地区」のページで確認してください。

【トップページ】 <https://www.bt-machi.com> → 「景観形成推進地区」

「3」に掲げる「別途定める運用基準」を「Ⅱ 届出手続き」に掲載します。

また、【解説】において、「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の参照ページを記載しています。

届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更
- ・開発行為

【解説】

「届出対象行為」は、幕張ベイタウンの景観を維持する観点から、色彩の変更まで含めて建築物等の外観を変更する行為を対象としています。

「建築物」は建築基準法第2条第1号、「工作物」は千葉市都市景観規則第2条、「開発行為」は都市計画法第4条第12項に該当するものが対象です。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（届出対象行為）

1 街区・住棟の計画

道路沿道の連続的な環境整備による良好な街並みを形成するため、街区の特性及び前面道路の性格に応じた基準を設定する。

（1）中層街区

- ・中層街区は街路沿いに住棟を配置する沿道型住棟とする。
- ・住棟の最高高さは25m以下とする。

（2）高層街区

- ・高層街区の住棟については、高層住棟に加えて、原則として、街路沿いに沿道型住棟を配置する。
- ・高層住棟の最高高さは60m以下とする。

（3）超高層街区

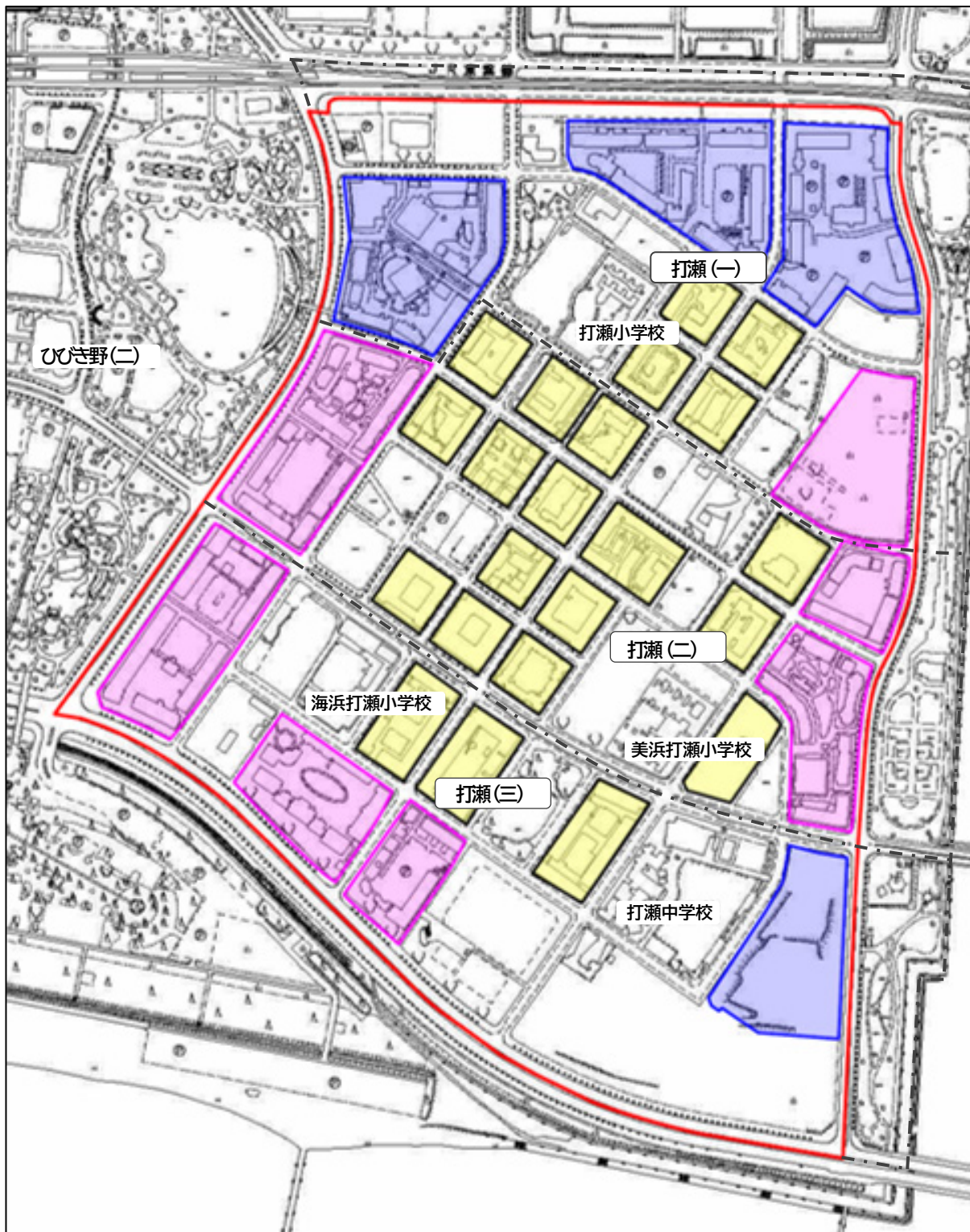
- ・超高層街区の住棟は、塔状の超高層住棟に加えて、原則として、街路沿いに沿道型住棟を配置する。
- ・超高層住棟の最高高さは120m以下とする。

【解説】

中層、高層街区、超高層の街区区分は図2のとおりです。

図3に、これら街区の基本形態を示します。

图2 街区区分图



凡例		
区域		
街区区分	中層街区	
	高層街区	
	超高層街区	

図3 街区の基本形態

図3-1 中層街区

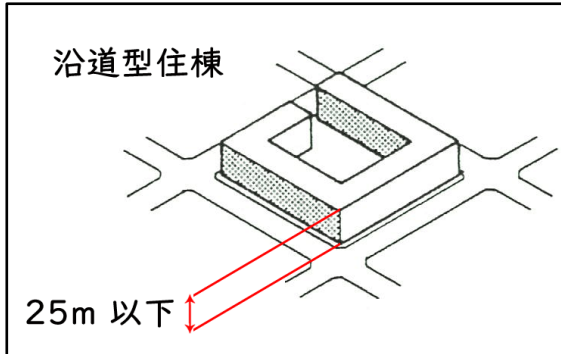


図3-2 高層街区

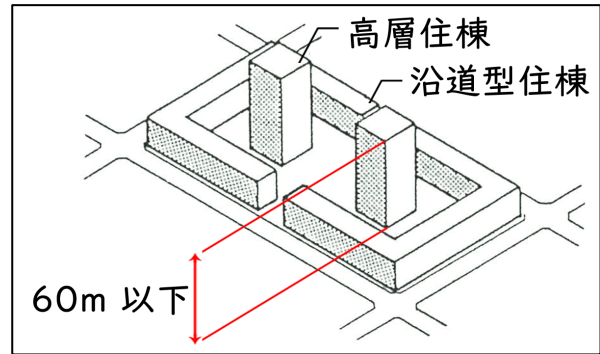
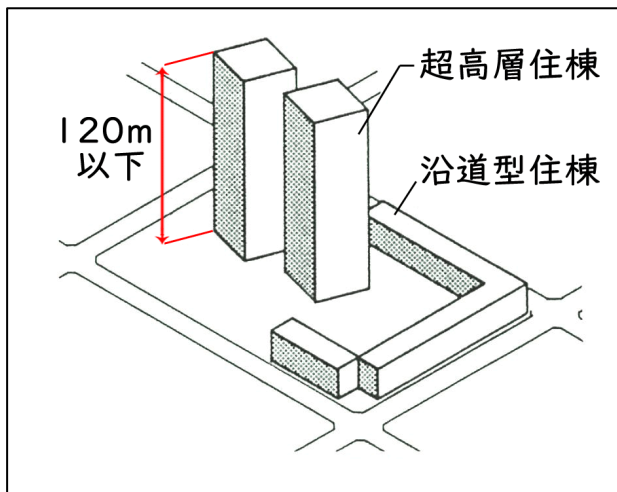


図3-3 超高層街区



(4) その他配慮すべき事項

[中庭]

街区内には原則として中庭を設ける。中庭には十分な緑地を確保し、高木を植えるなど修景を施す。

[駐車場]

景観上の配慮から、駐車場の配置・出入口は次のとおりとする。

ア. 配置

- ・街並みの連続性が途切れないよう位置・構造等に配慮する。
- ・景観上の配慮から、駐車場の地下化を進める。地上階に駐車場を設ける場合は、住棟との連続性に配慮した構成を図る。

イ. 出入口

- ・街並みの連続性と交通の安全を確保するため、車の出入口の位置・構造等に配慮する。
- ・駐車場の出入口は、超高層・高層街区にあっては原則としてアクセス路側に、また、中層街区では原則としてコミュニティ路側に取り付ける。

なお、美浜プロムナード（市道打瀬4、7、27号線）、バレンタイン通り（市道打瀬線）、メッセ大通り（市道打瀬豊砂線）、公園大通り（市道ひび野幕張町線）、花見川通り（市道打瀬若葉線）、海浜大通り（市道千葉臨海線）からの出入口は原則として設けないものとする。

- ・歩道の切下げにより出入口を設置する場合、その仕上げは周囲の景観と調和するよう配慮する。
- ・出入口周辺の見通しを確保し、歩行者の安全に配慮する。

[駐輪場]

駐輪場は、美観と街並みの連続性を損ねないよう位置・構造等に配慮する。

[廃棄物収集所]

廃棄物収集所は、収集作業に支障のない範囲で美観を損ねないように位置・構造等に配慮する。

[住棟の設備]

冷・暖房設備、給湯設備及びこれらに付帯する設備機器等は、美観を損なわないよう屋上及び街路面に露出させない。

[緑地]

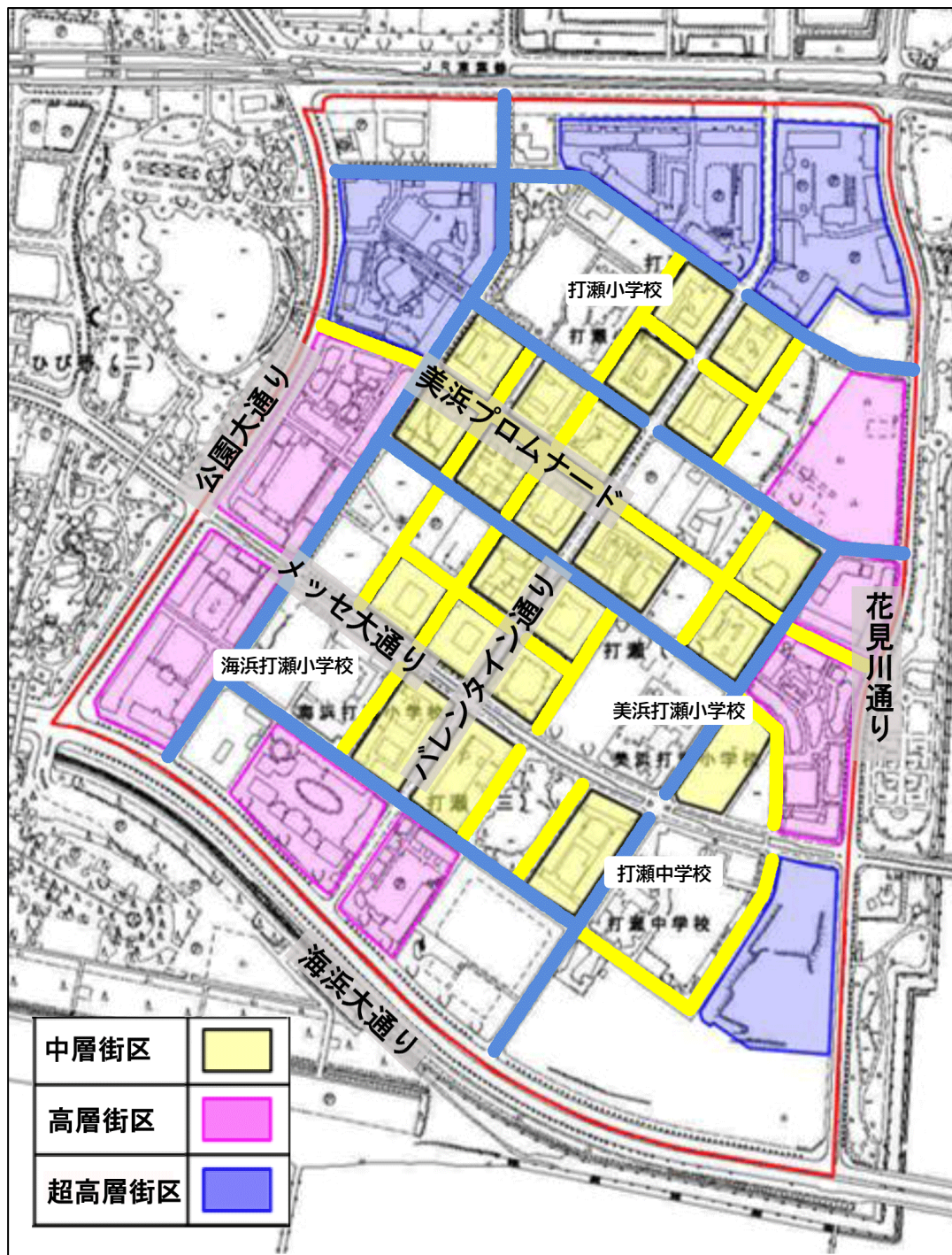
敷地内は、緑豊かな環境を維持することとし、道路植栽や建築物との調和を図った緑化を行う。

【解説】

図4-1に、各街区及びアクセス路とコミュニティ路、図4-2に出入口を設けないこととする区間を示します。

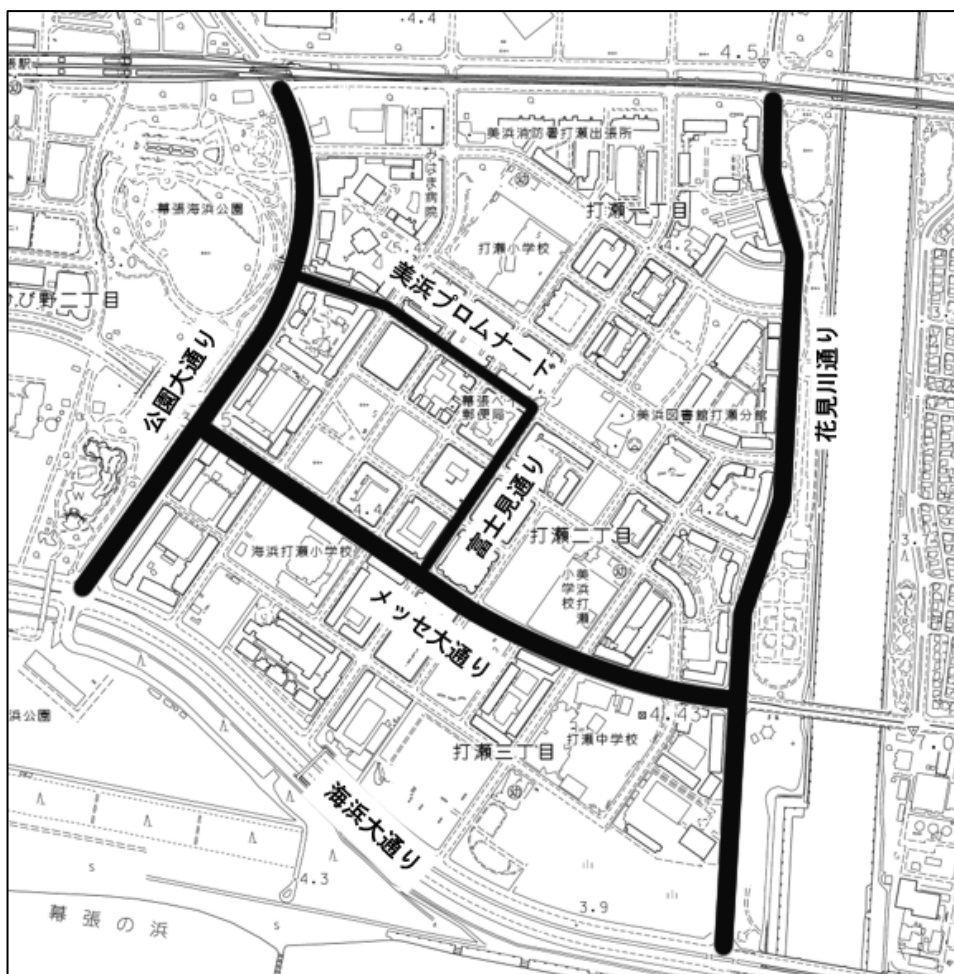
<「ガイドライン」P34-35参照>

図 4-1 駐車場の出入口の基準に関わる街路



区分	
アクセス路 (交通機能主体の道路)	
コミュニティ路 (多様な空間機能主体の道路)	

図4-2 駐車場出入口の規制



原則として駐車場出入口を設けない区間

2 沿道型住棟のデザイン

景観上の調和を図るため、建築物等の配置や形態に配慮する。

(1) 配置計画等

[隣棟間隔と建築物の高さの比]

沿道型住棟相互の配置に当たっては、建築物の壁面の高さ(H)と隣棟間隔(D)の比(D/H)は1~2を標準とする。

[建築線]

沿道型住棟の街路側における建築線(テラス等の突出物は除く)は、街並みの連続性を確保するため、原則として道路境界より2mの位置とする。

[歩道状空地]

歩道に接する敷地内空地(歩道状空地)の整備に当たっては、街路空間としての一体となった景観形成に努める。

[住棟の配置]

景観の連続性を確保するため、住棟の配置・デザインの連続性に配慮する。

[高さ]

沿道型住棟の高さは、連続した街並空間として調和のとれた高さとする。

【解説】

マンション等の建築物と前面の街路空間とで構成される幕張ベイタウン特有の街並み景観を生み出している重要な基準です。

街路を挟んだ「沿道型住棟」相互の隣棟間隔(D)、「沿道型住棟」の壁面の高さ(H)及び建築線は図5のとおりです。

図・写真6に「歩道状空地」の設計例及び実例を示します。

<「ガイドライン」P36-41参照>

図5 建築線とD/H

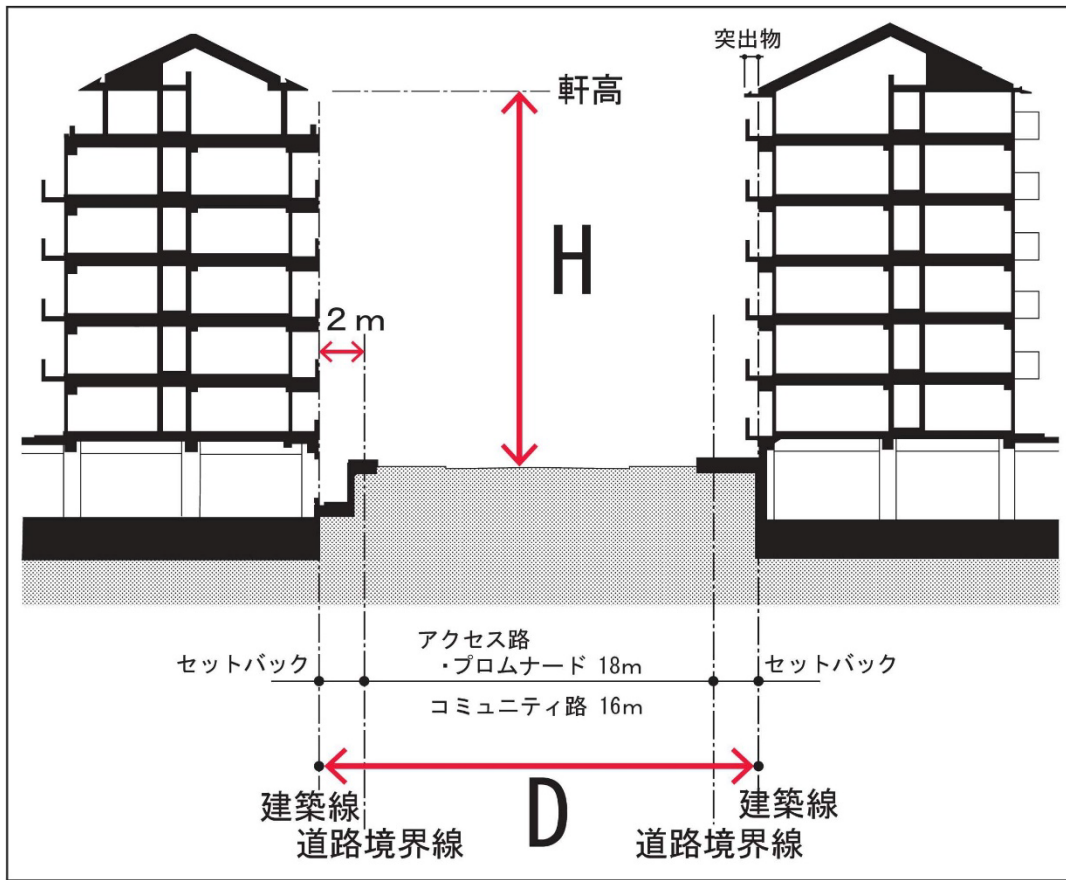


図6 歩道状空地の設計例

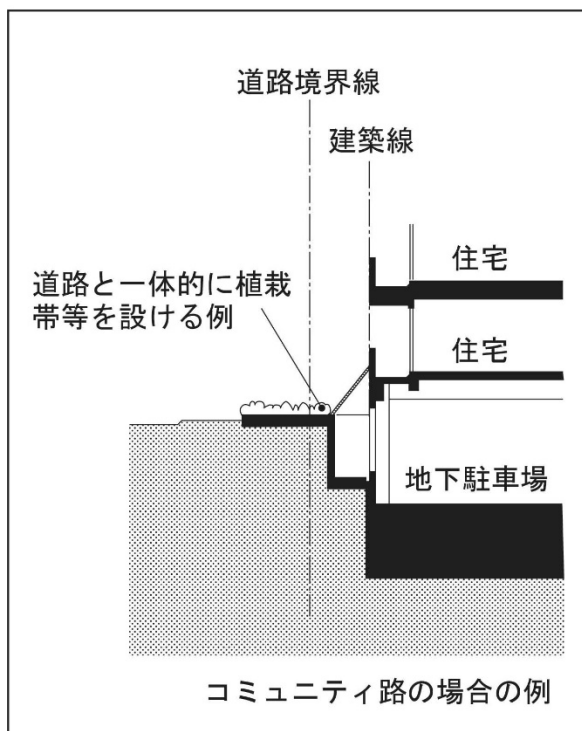
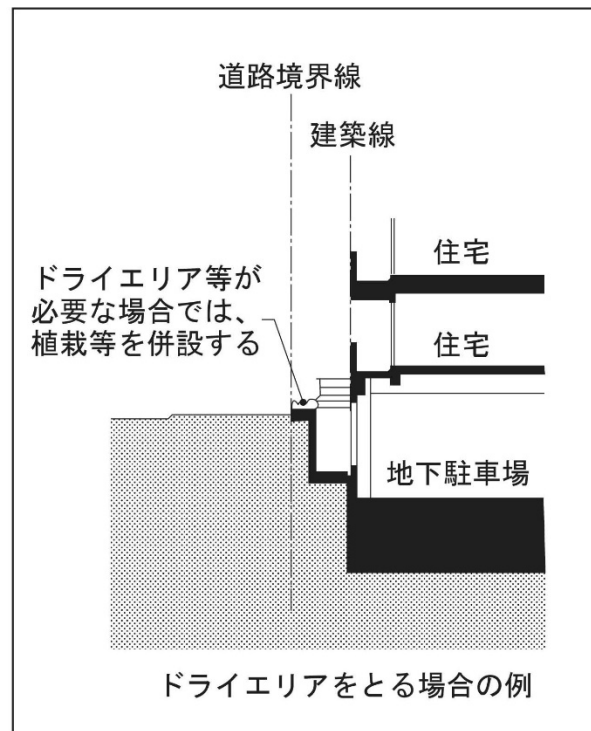
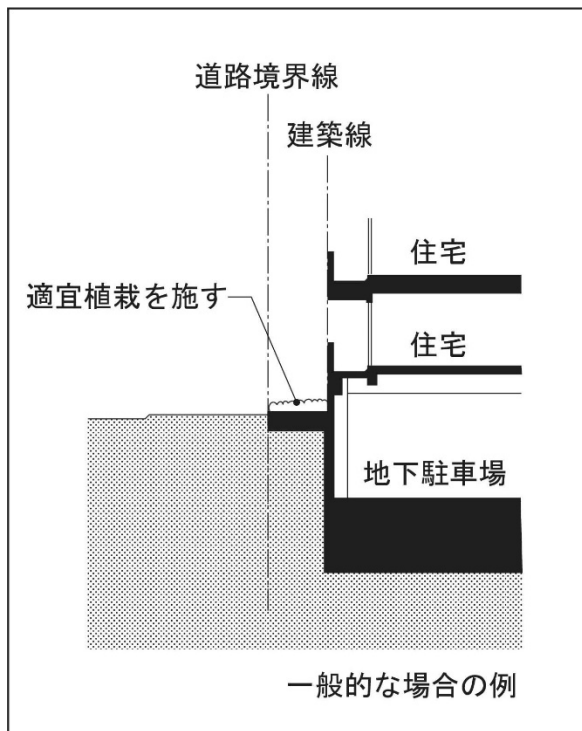
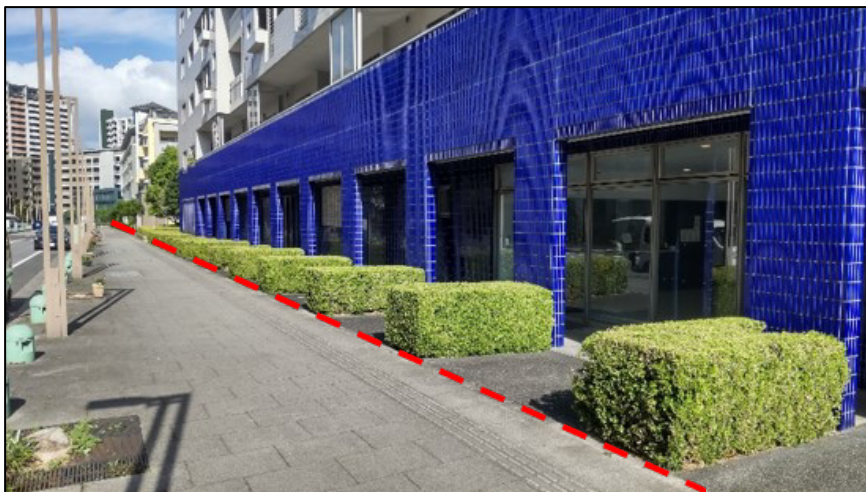
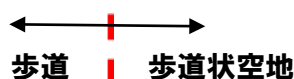


写真6 歩道状空地



パティオス 10 番街



(2) 壁面・屋根のデザイン

[壁面率]

連続した街並みを形成するため、沿道型住棟の壁面は、それが面として十分意識されるよう、開口部を除いた壁面を明確に構成する部分の面積を、原則として立面全体の60%以上確保するものとする。(商業・業務施設部分を除く。)

[壁面からの突出]

住戸のバルコニー、庇、霧よけ、出窓等を壁面から突出させる場合は、原則として建築線から75cm以内とする。

[バルコニー]

バルコニーに物干し用金物等を設ける場合、手摺高をこえない位置とする。

[外壁等の仕上]

外壁等の材料・仕上げ・色彩は現在のデザインを踏襲するなど周辺の景観と調和したものとす。

[屋根のデザイン]

幕張新都心中心地区の超高層ビルからの遠望と、幕張ベイタウンの超高層、高層住棟等からの俯瞰的な景観を考慮して、使用素材及び色彩について修景上の工夫を行う。

[屋上の設備機器]

設備機器を住棟の屋上部に設置する場合は、沿道からの景観に配慮する。

【解説】

図7、写真8及び写真9に、「壁面率」、「壁面からの突出」、「バルコニー」及び「外壁等の仕上」に係る基準が求める壁面のデザイン及び実例を示します。

図10に、「屋根のデザイン」及び「屋上の設備機器」に係る基準が求める屋根のデザインを示します。

<「ガイドライン」P42-45参照>

図7 沿道型住棟の壁面のデザイン

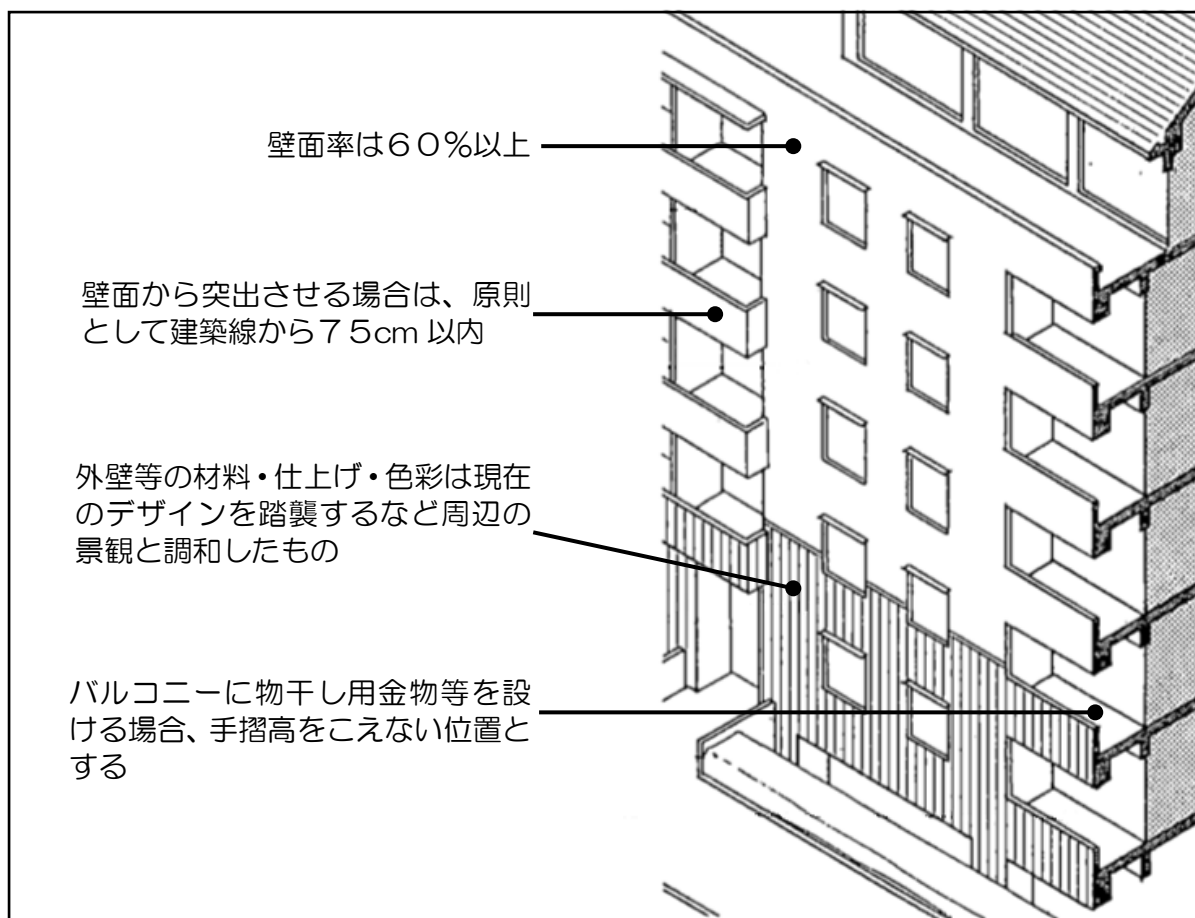
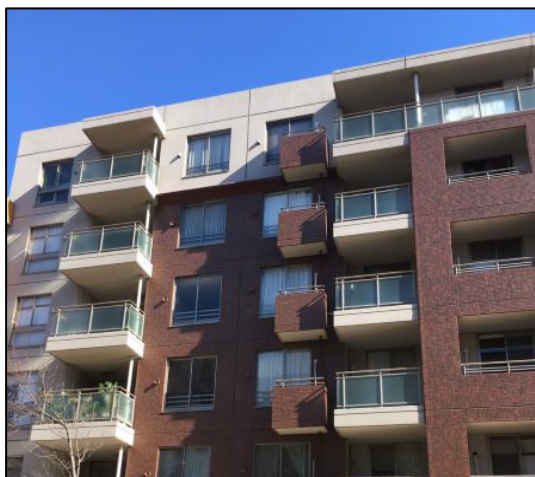
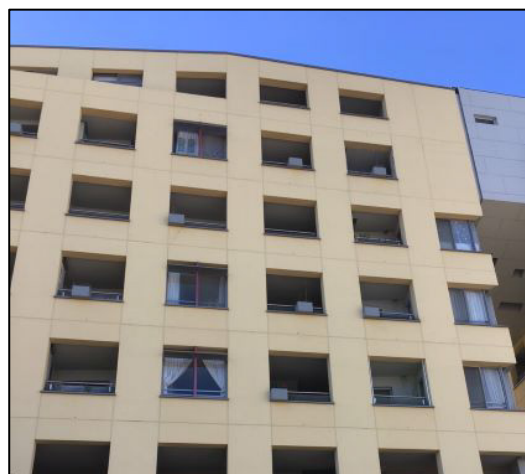


写真8 バルコニー



バルコニーと出窓
(パティオス8番)

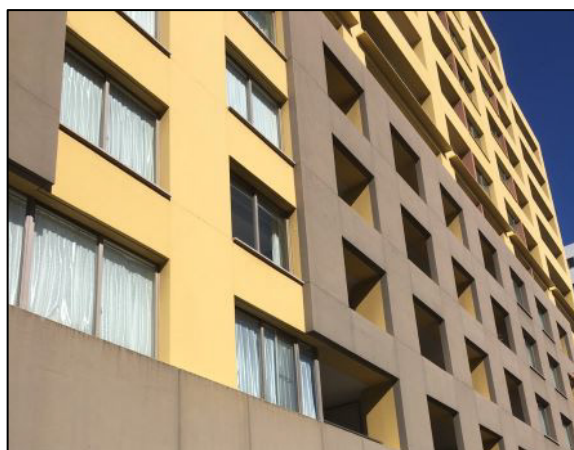


ニッチ型バルコニー
(パティオス11番街)

写真9 外壁等の仕上げ



パティオス5番街



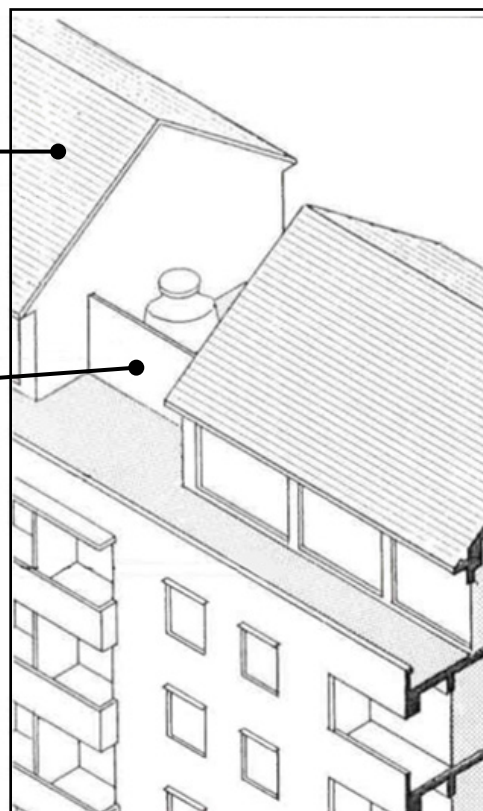
セントラルパーク・ウエスト

図10 屋根のデザイン



幕張新都心中心地区の超高層ビルからの遠望と、幕張ベイタウンの超高層、高層住棟等からの俯瞰的な景観を考慮して、使用素材及び色彩について修景上の工夫を行う

設備機器を住棟の屋上部に設置する場合は沿道からの景観に配慮する



(3) 商業施設等のデザイン

商業施設等のデザインについては、建築物と街路との一体的な空間からなる街並み景観の形成に留意する。

[賑わいのある沿道空間の形成]

原則として美浜プロムナード（市道打瀬4、7、27号線）、バレンタイン通り（市道打瀬線）、メッセ大通り（市道打瀬豊砂線）、公園大通り（市道ひび野幕張町線）、海浜大通り（市道千葉臨海線）の沿道を中心に沿道型住棟の低層部については商業施設を配置するなど、建築物と街路の一体的な空間からなる賑わいのある街並み景観の形成に配慮する。

[商業施設等の形態]

商業施設等の街路に面するフロント部分は、透明ガラス等透過性のある素材で構成し、賑わいの醸成に配慮する。

[看板等]

商業施設等の看板等は2階以下に配置し、街並みと調和の取れたデザインとする。なお、居住者に支障をきたす強い光線、輝度の高いものあるいは音のうるものは避けるものとする。

[アーケード]

商業空間の良好な景観形成のため、原則として、現在のデザインを踏襲したアーケードを構成する。

【解説】

「商業施設等」とは、物販店舗、各種サービス提供施設、事務所その他これらに類する施設を指します。

美浜プロムナード等の沿道を中心に賑わいのある街並み景観を創出するべく、沿道型住棟の低層部に商業施設等を配置するとともに、商業施設等には街路と一体的な街並み景観の形成を求めています。

特に賑わいのある沿道空間の形成を目指す街路は図11に掲げるとおりです。

図12に美浜プロムナードにおける商業施設等のデザインの例を示します。

「看板等」は、壁面広告、窓面広告、突出広告及び独立広告を想定しています。

景観形成基準は、「看板等」の「街並みと調和の取れたデザイン」について具体的に定めておりませんが、参考に、千葉県企業庁が幕張ベイタウン開発当時に取りまとめた「幕張新都心住宅地区サイン基本計画」（抜粋）を以下のホームページに掲げます。

※「幕張ベイタウン協議会」で検索し、トップページのヘッダーに示す「景観形成推進地区」のページで確認してください。

【トップページ】<https://www.bt-machi.com> → 「景観形成推進地区」

写真13に商業施設等のデザインの実例を示します。

<「ガイドライン」P46-50参照>

図 11 賑わいのある沿道空間の形成を目指す街路

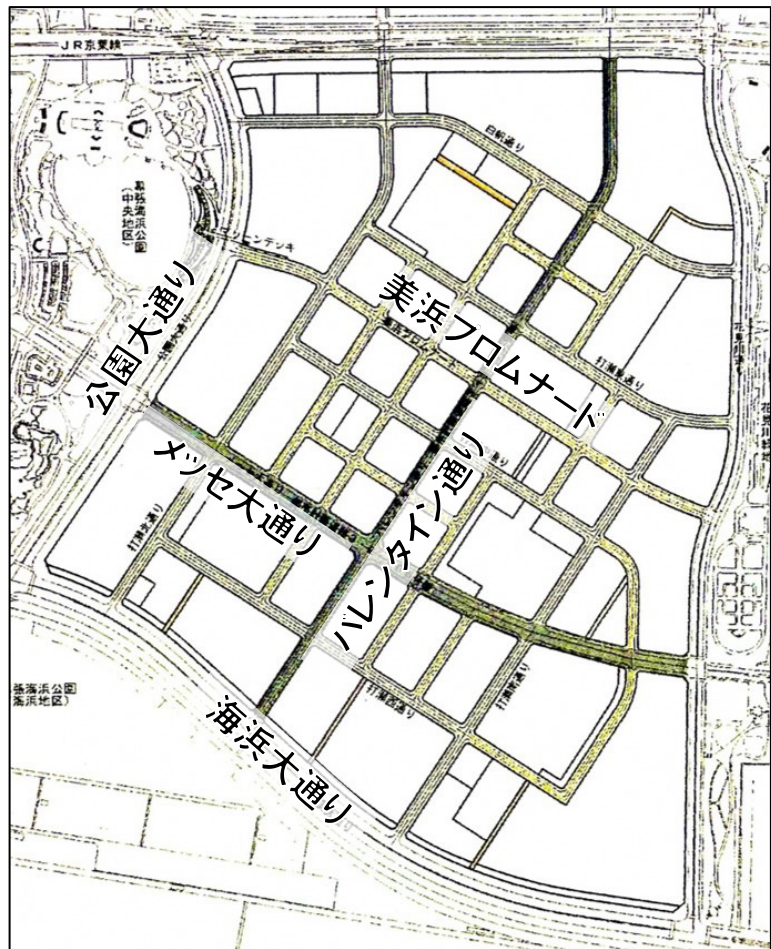


図 12 美浜プロムナードにおける商業施設等のデザインの例

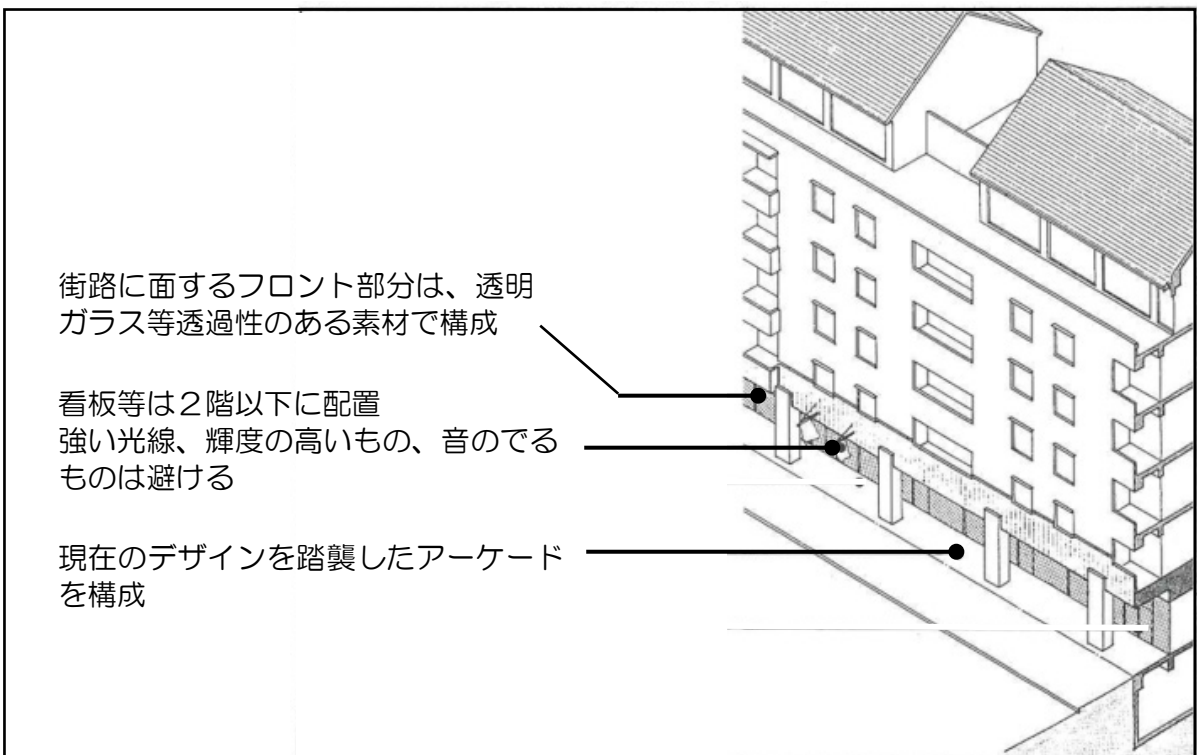


写真 13-1 看板等



パティオス 11 番街



パティオス 4 番街



グランパティオス公園東の街

写真 13-2 アーケード



パティオス 2 番街



パティオス 6 番街

3 公益施設等のデザイン

公益施設等については、沿道型住棟と同様に良好な街並みの形成を図るため街路に
対面する住棟等の周囲と調和のとれた施設デザインとする。

(1) 敷地計画

街路に對面する沿道型住棟と一体となって連続する街並みを形成するよう配慮する。

(2) 建築線の位置

公益施設等の建築線は周囲の沿道型住棟との調和を考慮し、原則として道路境界線か
ら2mとする。ただし、建築線の長さの3分の1についてはこの限りではない。また、開
かれた街並空間を形成するため、管理上支障のないかぎり敷地をフェンス、塀等で囲わ
ないものとする。

【解説】

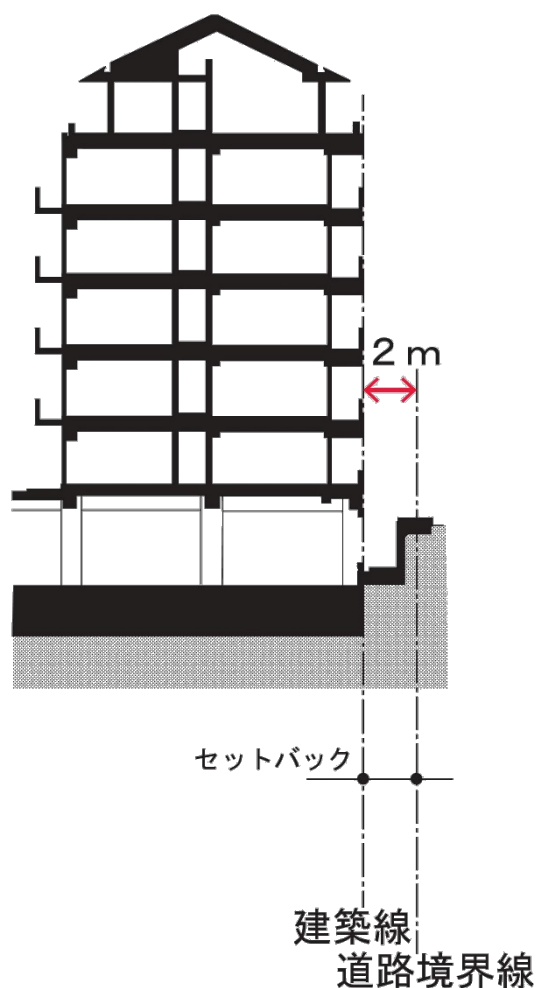
「公益施設」とは、小中学校、保育園、公民館及び図書館を指します。

公益施設等についても、沿道型住棟と一体となって連続する街並みの形成を求めていま
す。

図14に公益施設等の建築線の位置を示します。

<「ガイドライン」P51-52参照>

図14 建築線の位置



4 屋外空間のデザイン

(1) 舗装のデザイン

屋外景観の基盤をなす舗装は、現在のデザインを踏襲することを原則とし、以下の点に配慮する。

- ・歩道状空地については、道路のデザインと調和のとれた舗装のデザインに努めるものとする。

(2) 植栽のデザイン

植栽に当たっては、現在の景観を維持するため、概ね現状と同様・同類の樹種を選定しつつ以下の点に配慮する。

- ・海辺の埋立地は、植物の生育にとって非常に厳しい環境であることを踏まえ、環境条件を十分に配慮した樹種選定を行うとともに、植栽に当たっては、植物が生育しやすいような土づくり等の整備を行うものとする。
- ・植物が潮風圧の強い環境に耐えるには、単木で植えるのではなく、群として植栽していくことが重要である。

(3) 照明のデザイン

照明設備は、現在のデザインを踏襲することを原則とし、以下の点に配慮する。

- ・賑わいのある街並みを形成するため、公共空間にあっては、日没後においても活発な都市活動を行い得る十分な明るさを確保する。
- ・公園や学校など街の死角となりやすい場所にある場合は、住民や来街者が深夜でも危険を感じずに歩けるような明るさと見通しを確保するものとする。
- ・幕張ベイタウンは海に近く潮風が強い場所であるので、屋外の照明器具は、塩害に強い素材または耐塩処理を行った素材を使用する。
- ・街路空間のアメニティを高めるため歩道状空地、広場等の街路灯については一体的な配置及びデザインとする。

【解説】

街区敷地内の舗装及び照明の実例を、それぞれ**写真 15**、**写真 16**に示します。

<「ガイドライン」P54-67参照>

写真 15 舗装のデザイン



グランパティオス公園東の街



パティオス 11 番街

写真 16 照明のデザイン



セントラルパーク



パティオス 6 番街

(4) ストリートファニチャー等のデザイン

ストリートファニチャー等の設置に当たっては、品格のある街並形成を害さないよう屋外空間での活動等を踏まえた必要最小限のものとする。材料及び構造については、経済性と耐久性を考慮するものとする。

- ・ベンチ等のストリートファニチャー類は、それらを設置する施設（街路、公園、住棟、学校等）のデザインと調和したものとする。

- ・障害者、高齢者、幼児等への対応については特別な配慮を必要とすることから、視覚障害者誘導用ブロック、安全柵等は必要に応じて適切に設置する。

- ・公衆電話

公衆電話ボックスのデザインは、街並みと調和のとれるものとする。

- ・公衆便所

公衆便所は公園に設置する場合を除き、独立して設置せず、沿道型住棟の低層部の商業施設または公益施設と一体的に設置する。

- ・案内地図板

住宅地案内地図板及び各住棟案内図板等は集約的に設置し統一したデザインとする。

- ・バス停表示板等

バス停表示板のデザインは、街並みと調和のとれるものとする。

- ・彫刻・モニュメント等

彫刻・モニュメント等は、主要な街角、公益施設内の小広場等に設置するよう努める。また、各住棟のフロントロビー前面の歩道状空地、小広場、中庭等にも彫刻・モニュメント等を設置するよう努める。

【解説】

写真 17 に案内地図板等の実例を示します。

<「ガイドライン」P68-70参照>

写真 17-1 案内地図板



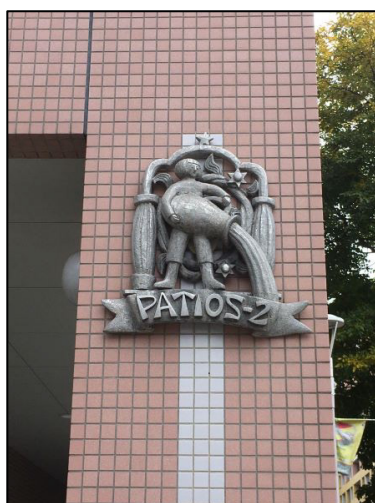
写真 17-2 バス停表示板



写真 17-3 街角のモニュメント



パティオス 1 番街



パティオス 2 番街



パティオス 3 番街



パティオス 4 番街



パティオス 5 番街



パティオス 6 番街

道路及び都市公園のデザインに関する基準（非届出等対象行為）

1 舗装のデザイン

舗装は屋外景観の基盤をなすものであり、その街の品格を決め、歴史を培い、社会的な財産ともなるべき性格を持つものであると考える。

このため、材質及び構造については、維持管理の観点から経済性と耐久性を考慮しつつ、建築と道路との調和された街路空間の形成を図るよう配慮する。

- ・改修（暫定・簡易的な補修は除く）に当たっては、材料及び構造については経済性と耐久性を考慮しつつ、現在のデザインに配慮し景観の維持に努めるものとする。

2 植栽のデザイン

植栽に当たっては、現在の景観を維持するため、概ね現状と同様・同類の樹種を選定しつつ以下の点に配慮する。

- ・海辺の埋立地は、植物の生育にとって非常に厳しい環境であることを踏まえ、環境条件を十分に配慮した樹種を選定する。

3 照明のデザイン

照明設備のデザインは、道路や公園の空間のアメニティを高めるため、以下の点に配慮する。

- ・街並みと調和したデザインに配慮するものとする。
- ・夜間の安全性と快適性を確保するため、既設の照明灯の設置時の明るさ、色等の性能を有するものとする。
- ・近接する住宅において居住者が眩しさを感じないように配慮する。

4 ストリートファニチャー等のデザイン

ストリートファニチャー等の設置に当たっては、品格のある街並形成を害さないよう配慮する。なお、材料及び構造については、経済性と耐久性を考慮するものとする。

- ・ベンチ等のストリートファニチャー類は、街並みに配慮したデザインとする。
- ・障害者、高齢者、幼児等への対応については特別な配慮を必要とすることから、視覚障害者誘導用ブロック、安全柵等は必要に応じて適切に設置する。
- ・誘導案内標識等

街路名称表示板は、現在のデザインに配慮しつつ、材料等については経済性と耐久性を考慮するものとする。

交通標識等は極力集約し、景観に配慮した仕様のもので設置する。

- ・公衆便所

公園に設置する場合は、公園の景観と調和したデザインとする。

【解説】

写真 18 に道路舗装の実例を示します。

道路照明灯は、2015 年度に LED 化を進めた際に、既設の道路照明灯のデザイン性を継承した灯具に交換しています。その実例を写真 19 に示します。

また、写真 20 にストリートファニチャー等の実例を示します。

写真 18 道路舗装（美浜プロムナード）

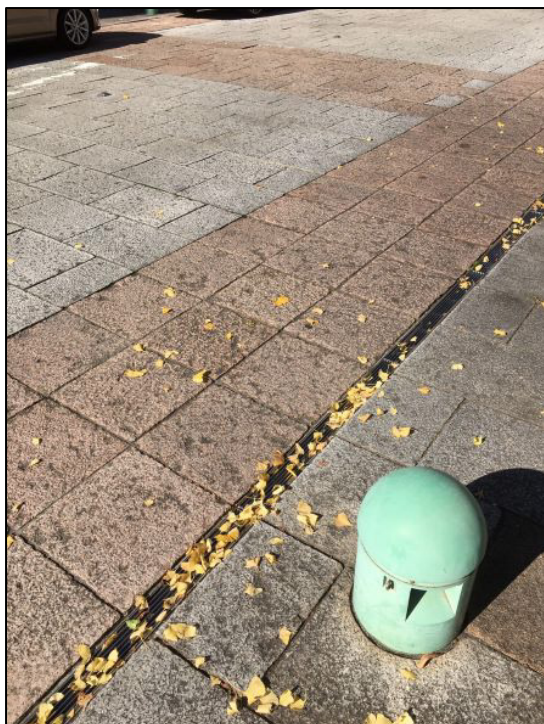


写真 19 道路照明灯



写真 20 ストリートファニチャー等



ベンチ



ポラード



信号機



交通標識



街路名称表示板

5 歩道橋のデザイン

公園大通り横断歩道橋（愛称：マリーンデッキ）及び海浜大通り横断歩道橋（愛称：シーサイドデッキ）については、現状の機能や形状・景観の維持に努めるものとする。

【解説】

図・写真 21 に歩道橋の位置、写真を示します。

図 21 歩道橋の位置



写真 21-1 マリーンデッキ



写真 21-2 シーサイドデッキ



Ⅱ 届出手続き

【届出対象】

景観形成推進地区では、景観形成基準の「届出対象行為」（P 5参照）に掲げる以下の行為について、景観法に基づく届出が必要になります。

なお、計画行為の規模に関わらず届出が必要です。

- ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更
- ・開発行為

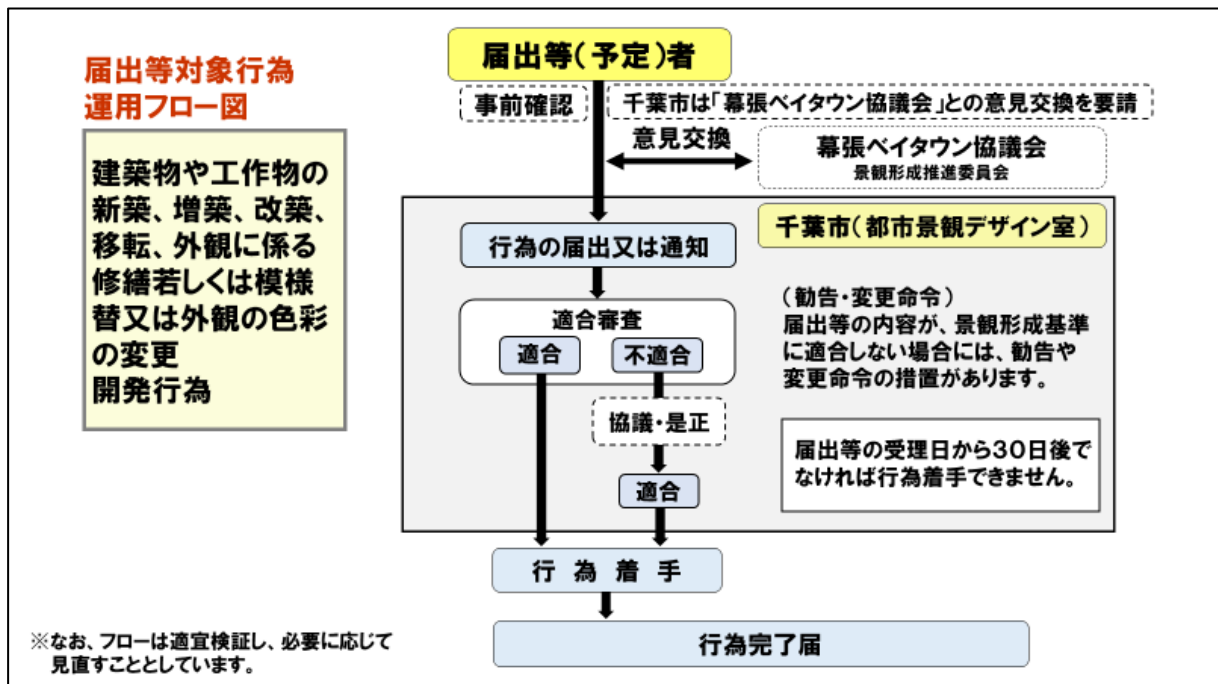
【届出者】

上述した【届出対象】の行為を行う者が届出をします。

例えば、マンションの改築、修繕等を計画する場合、管理者名（管理組合の理事長名、等）で届出をすることとなります。

【届出対象行為のフロー】（「看板等」については【看板等の取扱い】を参照してください。）

運用フローを下図に示します。



【届出に必要な書類】（「看板等」については【看板等の取扱い】を参照してください。）

届出には以下の書類を提出してください。

- ①景観計画区域内行為届出書（様式第3号）
- ②位置図
- ③周辺状況写真
- ④配置図
- ⑤彩色が施された各面の立面図
- ⑥平面図
- ⑦対象物と周辺状況を示した完成予想図
- ⑧外構図
- ⑨景観チェックリスト（うみの景観ゾーン）及び（幕張新都心景観ゾーン）
- ⑩景観チェックリスト（建築物）又は（工作物）又は（開発行為）
- ⑪景観形成基準チェックリスト（幕張新都心住宅地区）

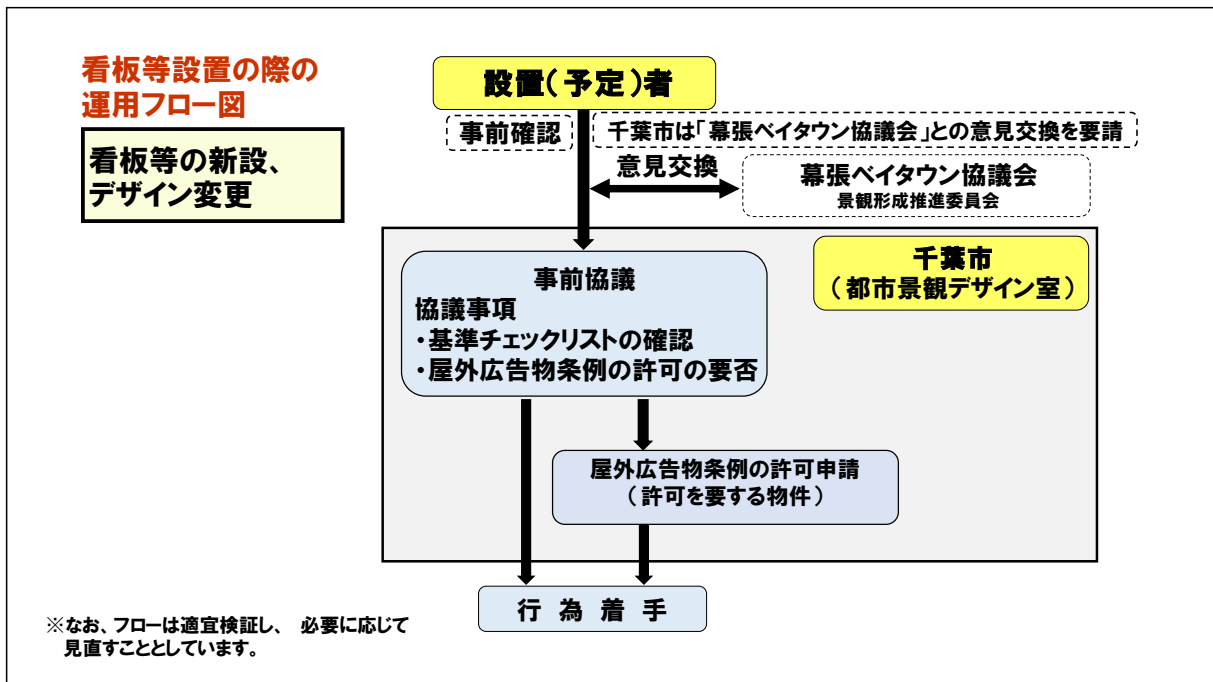
届出様式については、以下の千葉市ホームページでご確認ください。

※「千葉市 景観形成推進地区」で検索してください。

<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/keikan/toshikeikan/suisintiku.html>

【看板等の取扱い】

「看板等」に係る運用フローを下図に示します。



「看板等」の「事前協議」には以下の書類を提出してください。
必要な様式については、前掲の千葉市ホームページでご確認ください。

- ①事前協議書
- ②案内図
- ③位置図
- ④意匠図
- ⑤現況写真
- ⑥景観形成基準チェックリスト（2(3) [看板等] の項目に必要事項を記載したもの）

「事前協議書」の「協議者（連絡者）」は、設置する看板等の内容を把握している方を記載してください。また、「事業主（建物管理者等）」は、看板等を設置する商業施設等の代表者を記載してください。

【幕張ベイトウン協議会との意見交換】

届出（「看板等」についての事前協議を含む。）に係る案件について円滑な審査が行われるよう、届出等(予定)者は、事前に幕張ベイトウンのエリアマネジメントを進めている地域団体である幕張ベイトウン協議会と意見交換を行っていただきます。

意見交換は、幕張ベイトウンの都市景観を維持する観点から、景観面での影響を確認することを中心に行います。

幕張ベイトウン協議会との意見交換に当たっては、【届出に必要な書類】等に示す書類を、千葉市に正式に提出する前にご提示願います。

（連絡先）幕張ベイトウン協議会 景観形成推進委員会

E-mail : bta-machi@googlegroups.com

【千葉市への届出】

届出（「看板等」についての事前協議を含む。）先を以下に示します。

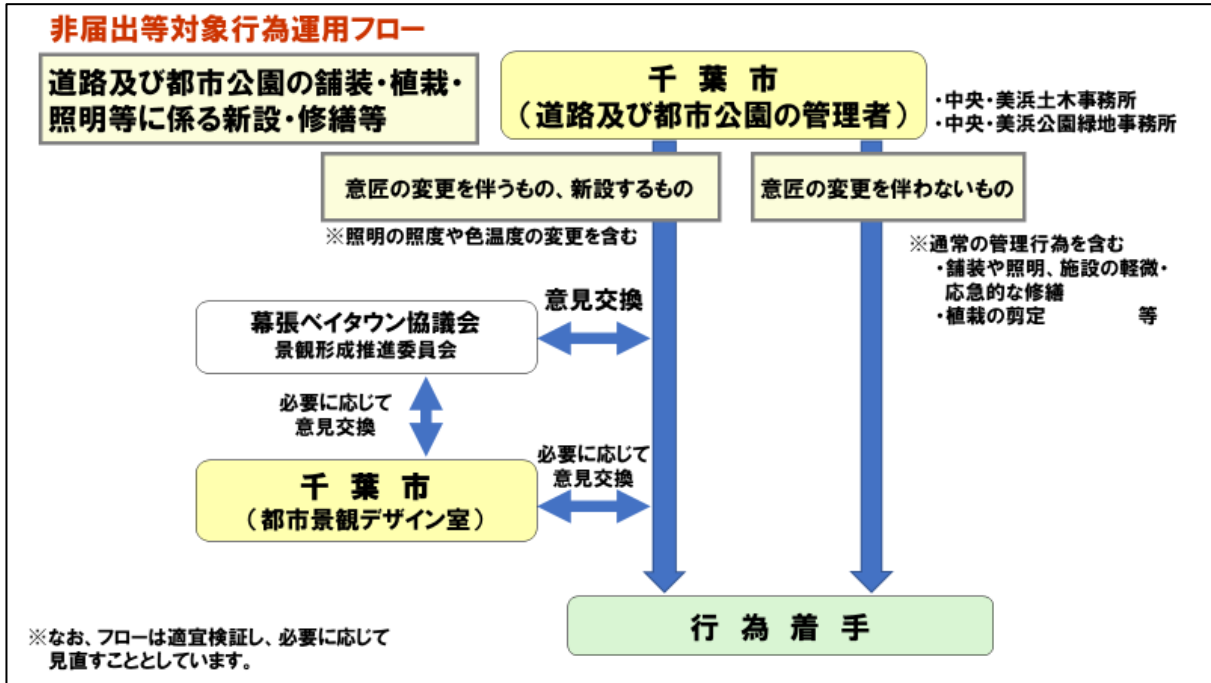
（届出先）千葉市 都市局 都市政策課都市景観デザイン室

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

TEL : 043-245-5307

(参考) 非届出等対象行為のフロー

千葉市が道路及び都市公園の舗装・植栽・照明等の新設及び意匠の変更を伴う修繕等を行う際は、道路及び都市公園の管理者は、幕張ベイタウン協議会、及び、必要に応じて千葉市都市景観デザイン室との意見交換を経て行為に着手します。



2023年4月1日 初版発行

編集・発行／ 幕張ベイタウン協議会（景観形成推進委員会）

監 修／ 千葉市都市局都市政策課 都市景観デザイン室